

1台東区はポイ捨て防止条例制定区です!

まちの環境美化の促進を図り、住みよいまちにしていくために、

平成10年4月に「ポイ捨て行為の防止に関する条例(通称:ポイ捨て防止条例)」を施行しました。

条例では、道路や公園、広場など公共の場所でのポイ捨て行為や歩きたばこ等について次のように規定しています。



●ポイ捨て

紙くず、たばこの吸い殻、空き缶等のポイ捨ては禁止されています。



●歩きたばこ

歩行中や自転車の運転中に喫煙しないように努めることが規定されています。

※その他、屋外では携帯灰皿を持ち喫煙すること、犬を散歩させるときはふんの処理をすること、清掃活動や環境美化活動を推進することなども、区民や事業者の方々の、責務として規定されています。

2区では、喫煙等マナー向上を進めています!

たばこは、嗜好品として大勢の人がたしなんでいます。その一方で、一部の心無い人による歩行者の迷惑となる歩きたばこやポイ捨てごみがなくなっています。

区としては、年間4千万人近くの観光客などが訪れる国際観光都市である台東区の特性を踏まえ、本来喫煙は嗜好の範疇であり、その楽しみ方については喫煙者のマナーの問題であると考えています。そこで、たばこを吸わない人とたばこを吸う人の双方が共存できるように、分煙化を基本に据えた喫煙等マナー向上を推進しています。

具体的には、分煙のためのスペースとして計25ヶ所の喫煙スポットを整備しています。また、喫煙等マナー向上を図るため、路面標示シート・ブロック(写真①参照)の取り付け、駅構内・町会掲示板・各店舗等への啓発用ポスター(写真②参照)の掲出、台東区マナー指導員(写真③参照)の配置等を実施しています。



①路面標示シート・ブロック



路面標示シート



路面標示ブロック

②啓発用ポスター



※啓発用ポスターをご希望の方は、台東区役所環境課普及啓発・まちの美化担当までお問い合わせください。

③「台東区マナー指導員」



路上の喫煙者に対して直接喫煙マナーの指導を行う

3大江戸清掃隊など清掃ボランティアの方々が活躍しています!

残念ながら道路等に捨てられてしまったごみは、ご自宅やお店の前を皆さんに清掃していただいているほかに、町会・老人会・企業・事業所・商店会などの団体の方々が、それぞれの場所でボランティア清掃活動を行って、まちの美化に努めています。



あなたの身近な場所を、もっときれいにしたい!
という思いを行動に移してみませんか?

ボランティア清掃団体募集中!

大江戸清掃隊

地域で自主清掃活動を行う町会・企業等に大江戸清掃隊として登録してもらい、区は清掃活動を支援しています。隊員は大江戸清掃隊のユニフォーム(半てん)を着て活動しています。また、区の環境美化キャンペーン活動にも清掃隊として参加協力しています。

半てんを着て清掃活動を行う大江戸清掃隊



まちの美化里親制度

身近な公園や道路等の公共施設を周辺の町会・企業等の団体が愛情を持って維持管理しています。区では、こうした活動を支援いたします。

平成21年度に区長より里親として認定された
団体の代表者の方々と吉住区長



お問合せ: 環境課 普及啓発・まちの美化担当 TEL: 5246-1292